

平成20年度 公共事業再評価 審議内容整理表 (第4回部会終了時点)

【総括表】

No.	事業名	概略審議	詳細審議	報告	審議結果(案)	条件・意見
1	(一)346号 鹿島台バイパス整備事業	第2回	—	—	継続	—
2	(一)出島線 出島道路改良事業	第2回	—	—	継続	—
3	(主)角田山元線 坂元道路改良事業	第2回	第4回 第5回	—		
4	(主)鹿島台高清水線 姥ヶ沢道路改良事業	第2回	—	第4回	継続	—
5	広域基幹 迫川河川改修事業	分科会 第3回	—	—	継続	—
6	広域基幹 迫川(芋埜川)河川改修事業	分科会	—	—	継続	—
7	広域基幹 迫川(熊川)河川改修事業	分科会	—	—	継続	—
8	広域基幹 迫川(長沼川)河川改修事業	分科会	—	—	継続	—
9	広域基幹 迫川(荒川)河川改修事業	分科会	—	—	継続	—
10	広域基幹 田尻河川改修事業	分科会	—	—	継続	—
11	広域基幹 鳴瀬河川改修事業	分科会	—	—	継続	—
12	広域基幹 善川河川改修事業	分科会	—	—	継続	—
13	広域基幹 竹林河川改修事業	分科会	—	—	継続	—
14	広域基幹 白石河川改修事業	分科会 第3回	—	—	継続	—
15	広域基幹 白石川(斎川)河川改修事業	分科会	—	—	継続	—
16	広域基幹 大川河川改修事業	分科会	—	—	継続	—
17	広域一般 高城川河川改修事業	分科会	—	—	継続	—
18	都市基幹 七北田川河川改修事業	分科会	—	—	継続	—
19	都市基幹 七北田川(梅田川)河川改修事業	分科会	—	—	継続	—
20	都市基幹 砂押川河川改修事業	分科会	—	—	継続	—
21	鹿折川地震高潮等対策河川事業	分科会	—	—	継続	—
22	坂元川総合流域防災事業	—	第4回 第5回	第5回		
23	出来川総合流域防災事業	分科会	—	—	継続	—
24	雉子尾川総合流域防災事業	分科会	—	—	継続	—
25	富士川総合流域防災事業	分科会	—	—	継続	—
26	西川総合流域防災事業	分科会	—	—	継続	—
27	長沼ダム建設事業	第3回	—	—	継続	意見
28	平地すべり対策事業	第3回	—	—	継続	—
29	JR仙石線 多賀城地区連続立体交差事業	第2回	—	—	継続	—
30	都市計画道路 駅前大通線道路改築事業	第2回	—	第3回	継続	意見
31	加瀬沼公園整備事業	第3回	—	—	継続	—
32	仙塩流域下水道事業	第1回	第4回	第5回	継続	
33	阿武隈川下流流域下水道事業	第1回	第4回	第5回	継続	
34	鳴瀬川流域下水道事業	第1回	第4回	第5回	継続	
35	吉田川流域下水道事業	第1回	第4回	第5回	継続	
36	経営体育成基盤整備事業(多田川左岸地区)	第1回	—	—	継続	—
37	経営体育成基盤整備事業(中埜西部地区)	第1回	—	—	継続	—
38	経営体育成基盤整備事業(円田2期地区)	第1回	—	第2回	継続	—
39	経営体育成基盤整備事業(川北2期地区)	第1回	—	—	継続	—

事業番号	1	事業名	一般国道346号 鹿島台バイパス整備事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 堤防部分と国道部分の管理は、具体的に国と県でどのように分けているのか。 (第2回: 田中副部会長)	◎ 供用後の詳細な管理区分については現在調整中である。	
②	○ 二線堤としての洪水減らしの便益は入っているのか。 (第2回: 田中副部会長)	◎ 道路機能だけに着目し便益を算定している。B/Cも道路の便益を道路のコストで割って出している。	
③-1	● 二線堤の重要性を考えると、代替案はあまり意味がない。もっと総合的な考え方があってよい。 (第2回: 田中副部会長)	◎ 平成6年度に、二線堤の整備とあわせて国道346号のバイパスを計画した時点で、この代替案を検討したもの。河川と道路の両方にメリットがあると思っている。	
③-2	● 一番望ましいのは、二線堤としての堤防と道路の一体化したものであって、ベネフィットもコストもそれぞれ両方とも足し算したものが恐らく望ましいと思う。整備主体が違うが、今後こういうものが出てきたときには、両者を一緒にやらなくてはいけないと思う。 (第2回: 森杉部会長)	—	
④	○ H15再評価時に比べ、今回のB/Cが減った要因は何か。 (第2回: 沼倉委員)	◎ 今回再評価に当たり、鹿島台バイパスを中心としたネットワークを組み、交通量の変化をシミュレーションした結果、計画交通量が減少したものの。	
⑤	● 早期完成を期待する。条件なしで継続とする。 (第2回: 森杉部会長)	—	
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	2	事業名	一般県道出島線 出島道路改良事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 自転車の移動時間短縮便益をみているが、小学生の自転車通学は認められているのか。 (第2回: 山本委員)	◎ 小学校低学年は除き、小学校高学年と中学生で便益を算定している。	
②-1	● 事業費の増減が、結構都合のいい計算だと思ふ。もっときちんと計算してやれば、もう少し安くすんだのではないだろうかとの印象を持つ。 (第2回: 長田委員) 用地費及び補償費でも、都合がいいように数字を合わせたような感じがする。 (第2回: 加藤委員)	◎ 用地費は低減したが補償費が増加した結果、増減なしとなったもの。	
②-2	● <u>コストの節約にもっと努めること。この事業については少し精算に向けての計算を厳密に</u> お願いする。 (第2回: 森杉部会長)	◎ コストはこれ以上増えないように、きちんとやっていく。	
③-1	● 死亡リスク軽減便益の時間短縮について、今回できる道路までのアクセス時間が掛かってくるので、この数字には少し違和感がある。 (第2回: 徳永委員)	◎ 厳密には時間は違ってくるが、一つの試算として見て欲しい。	
③-2	● アクセス時間を加えたら便益がどうなるのか。これとは無関係に、事後的な報告があってもいいと思う。 (第2回: 森杉部会長)		—
④	● 非常に問題視している案件だが、完成する以外ない。継続とする。 (第2回: 森杉部会長)		—
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議 		コストの節約にもっと努めること。この事業については少し精算に向けての計算を厳密にお願いする。 ※表現は要調整

※ ○: 委員の質問 ●: 委員の意見 ◎: 県の回答

事業番号	3	事業名	主要地方道角田山元線 坂元道路改良事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 坂元川河川改修と当初一緒にやることにしていたが、切り離したことでどのようなメリットがあるのか。 (第2回:沼倉委員)	◎ 用地のメリットから当初合併施工としていたが、予算の問題で河川整備が遅れることから、両者を切り離す形で調整したもの。	
②	○ どのように事業計画が変更になったのか。 (第2回:森杉部会長)	◎ 当初は、河川は河川事業で付け替え、道路は河川計画に沿った形で整備することになっていた。現在施工中の工区は当初計画どおり行うが、これから手がける工区は、河川と完全に切り離した形で道路先行的に、河川に触らない形で整備をすることとし、ルートを変更した。	
③-1	○ 用地買収が大分変わっているはずなのに、用地買収に関して費用変動はないという説明になっているが。 (第2回:徳永委員)	◎ 用地補償費についても見直しをしている。	
③-2	● 道路線形が変更になるのであれば、河川計画も急曲線にする必要が無くなるので、今後用地が変わってくる可能性も出てくると思うが、その関連も非常にわかりにくい。 (第2回:徳永委員)	—	
④-1	● 坂元川の調書では、計画変更の影響が余り見て取れない。もっとうまくやれば良いと思う。 (第2回:沼倉委員)	—	
④-2	● 道路事業を先行してやることに関しては問題ないと思うが、計画変更に伴って河川側ももう少し工夫して欲しいと感じる。 (第2回:徳永委員)	—	
⑤	● 道路と河川との間の用地は、今後も水田として引き続き使われる状況なのか。農業機械が入られるのか気になる。 (第2回:森杉部会長)	—	
⑥	● 道路を先行しなければいけない理由はきちんと説明しておいて欲しい。 (第2回:沼倉委員)	◎ 河川改修が遅れるために道路改良を先行する。なお、部会の指摘を考慮して、道路だけでなく河川の計画法線も再検討した。現況河川の一部を道路側で付け替えることにより、極力、河川と道路法線の整合を図り、道路と将来の河川に挟まれる土地を極力削減することにした。 ※第4回部会 追加資料2参照 【第4回部会】	
⑦	● 坂元川事業と一緒に審議した方がいいので、再審議とする。 (第2回:森杉部会長)	—	
※第4回部会以降の審議内容は「事業番号22 坂元川総合流域防災事業」を参照(坂元道路・坂元川 一括審議)			
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ■ 詳細審議 		/

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	22 3	事業名	坂元川 総合流域防災事業 ※一括審議 主要地方道角田山元線 坂元道路改良事業		
委員の質問・意見等		県の回答			
①-1	○	今回、道路側で線形を見直したが、河川側の線形見直しによる事業費試算はしてるのか。 (第4回:徳永委員)	◎ 現段階で詳細の設計をしていない。コストは減る方向だと思うが、見直しはしていなかった。道路事業と同じ形で修正し提示する。		
①-2	●	道路と河川と一緒に検討した結果、良い成果が出た事例なので、追加資料は両事業一緒に作成し、合わせてどれだけ削減できるか示した方がいい。 (第4回:徳永委員)	→次回審議で提出します。		
①-3	●	土地の有効活用ができるようになったことは、たいへん大きな効果である。 (第4回:森杉部会長)	-		
②	○	追加資料3について、流下能力100%を達成するまでの事業期間、事業年度を記載するとわかりやすい。 (第4回:田中副部会長)	→次回審議で提出します。		
③	●	望ましい計画調整であるが、次回に追加資料(計画調整による事業費削減効果)を提出してもらい結論を出すことにする。 (第4回:森杉部会長)	-		
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり(休止, 中止等) ■ 詳細審議 		※審議結果及び附帯意見は、第5回部会で検討		

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	4	事業名	主要地方道鹿島台高清水線 姥ヶ沢道路改良事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○ 事業費が減ったという説明だったが、調書6頁の費用対効果の建設費は増額しているのはどうか。 (第2回:沼倉委員)	◎ 調書の用地費に間違いがあり、追加資料4のとおり訂正した。その結果、平成15年度のB/Cを5.1から4.0に訂正した。 ※第4回部会 追加資料4参照 【第4回部会】	
①-2	● 調書2頁の事業費欄の用地費、事業費増減対照表の用地補償費、3頁の用地費の進捗率の関係に整合がとれないので説明欲しい。 (第2回:加藤委員)		
②	○ 今回、線形を悪くした格好で現道を利用する計画に変えたのはなぜか。 (第2回:森杉部会長)	◎ 河川整備計画の見直しを踏まえ、河川と接する区間については、河川付替をせず現道を利用することとした。	
③	● 養護学校、盲学校など交通弱者になりやすい人たちがよく使う道路であるため、早目に歩道をつける必要があると思うので、そちらの理由を強調した方が計画変更になん得できる。 (第2回:山本委員)	◎ 弱者の方にも十分配慮して、道路整備に対する県民のニーズが一番高い歩道設置を早期に整備し、工事完成を図ることを念頭に計画を見直した。	
④	● 今回は現道を使い、B/Cも1以上なので、それほど問題ないが、他部署との調整が必要で、双方協力していくことで協議した計画については、相当慎重にやって欲しい。それをもとに安易にB/Cを高めるようなことはして欲しくない。 (第2回:沼倉委員)		—
⑤	● 他部局との調整問題の可能性への対応については今後考えていただきたい。 (第2回:森杉部会長)		—
⑥	● 継続とする。ただし、事業費の数値の整合性について報告すること。 (第2回:森杉部会長)		(上記のとおり報告)
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議 		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	5	事業名	広域基幹 迫川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	● 河川整備計画は30年を目安に定めている。本当に30年でいいのか、もっと短期的に15年位の区間で見えていくべきではないかという議論があってもいい。 (分科会:徳永委員)	◎ 河川事業は長期的なスパンの中で段階的に整備を進めなくてはいけない。基本的には30年が、整備計画のひとつの基準期間になっているが、状況に応じて見直しをしていく。	
①-2	● 時間的なものは、区域のくり方が必ずしも納得できないものがある。 (分科会:田中副部会長)	◎ 一般の河川については、事業効果が上がりやすい区域になっているが、迫川の場合は、どうしても広がってしまう。それを小間切れにすると事業効果が算定しにくいということがある。	
①-3	● ダムの場合は、かなり強引に分け、河川の被害額を比例配分しており、説明と実際の手法が自己矛盾していると思う。 (分科会:徳永委員)	◎ 河道改修と治水施設のトータルバランスで、迫川の治水安全度を確保するという事なので、基本的にはセットの議論の中で評価を進めるべきものだが、評価制度が事業単位なので、それぞれ切り出して事業ごとに評価している。	
①-4	● 河川事業の評価の考え方については、部会で議論する必要がある。 (分科会:田中副部会長, 徳永委員)		—
②-1	○ 岩手・宮城内陸地震により、事業のスケジュールなど影響はどうか。 (分科会:田中副部会長)	◎ 迫川上流に花山ダム、荒砥沢ダム、栗駒ダムがあるが、ダムから上流域の被害が大きく、下流の被害は僅かである。上流域は砂防事業を中心とした土砂対策になるが、我々としてはダムへの土砂流入対策を行う。ただし、治水事業への影響はないと思われる。	
②-2	○ 荒砥沢ダムは基本的に国直轄の災害復旧になると思うが、県の持ち出す費用は大きくならないのか。 (分科会:加藤委員)	◎ 利水分は国農政局でやるので地元負担はかなり少ない。治水分は3分の2の国庫負担で共同事業により復旧する形になる。	
③	● 部会審議とする。 (分科会:田中副部会長)		—
※第3回部会での審議内容は「事業番号27 長沼ダム建設事業」頁を参照(長沼ダム建設事業と一括審議)			
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) <input type="checkbox"/> 部会審議(長沼ダムと一括審議)		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	5 27	事業名	迫川河川改修事業 長沼ダム建設事業	※一括審議
委員の質問・意見等			県の回答	
①	●	長沼ダムで副堤を二つ増やしているが、費用は逆に減っている。かつ、B/Cは落ちているので、その辺を部会ではもう少し分かりやすく説明して欲しい。 (分科会:徳永委員)	◎ (第3回部会で説明)	
②-1	○	河川とダムを一緒にした場合のB/Cはどうか。別の場合に比べどうか。 (第3回:沼倉委員)	◎ 河川とダムを一緒にした費用対効果は出していないのでわからない。	
②-2	●	河川とダムは別事業であり、マニュアル上仕方がない。しかし、一体化してもおかしくないような事業を、一緒にやってみたらどうかということとは重要な問題意識である。 (第3回:森杉部会長)	-	
③-1	○	不特定ダムの身替わりで算出する便益は、コストに見合う便益があるのか。 (第3回:沼倉委員)	◎ 長沼から今まで取っていた既得のかんがい用水などの従前の機能は、不特定ダムの身替わりとして便益算定している。	
③-2	●	マニュアルの問題であるが、建設費でカウントしているこの便益が、全体便益の半分以上を占めているので、大きな問題がある。ダムをつくる時のB/Cの考え方として、これだけ投資効率が悪いという認識を持ってもらいたい。 (第3回:森杉部会長)	◎ 治水計画全体の中で、このダムは河道改修との配分の中で必要なダムと位置付けている。	
③-3	●	<u>不特定ダムの身替わりとしての投資金額460億に見合う農業振興のソフト対策は、十分に他部局とも関係を強化してやっていただかないと、無駄だったという話になってしまうと思う。</u> (第3回:沼倉委員)	-	
④	●	長沼ダム調書2頁で前回評価時(H15年度)の完成予定年度がH17年度となっているが、9頁の事業予定表ではH23、H24年度までのスケジュールとなっている。 (第3回:徳永委員)	◎ 記入ミスです。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">→修正し、評価書に反映します。</div>	
⑤	●	いろいろ議論はあるが、事業継続で承認とする。付帯意見として、利水効果が十分発揮できるように対策をお願いします。 (第3回:森杉部会長)	-	
審議結果(案)	事業継続とした県案について			附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止、中止等) ・詳細審議 			(長沼ダム建設事業) 不特定ダムの身代わりとしての投資金額に見合う農業振興のソフト対策を、他部局との関係を十分に強化して実施すること ※表現は今後要修正

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	6	事業名	広域基幹 迫川(芋埴川)河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 休止事業の再評価について、5年ごとの評価及び再開時の評価の両方が必要なのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 休止事業であっても、国土交通省の再評価実施要領に従い、5年ごとに再評価をする必要がある。また、計画どおり再開するのであれば、再開時の評価は必要ないとする。	
②	● 大きい状況変化がなければ確認するくらいでよく、次の25年度の再評価時に詳細に審議すればいい。 (分科会:加藤委員)		—
③	● 休工であるが、承認とする。 (分科会:田中副部会長)		—
④	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)		—
⑤	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)		—
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	7	事業名	広域基幹 迫川(熊川)河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 平成28年まで休工する事業がいくつかあるが、他事業との関連や予算の関係なのか。 (分科会:田中副会長)	◎ 長沼ダムなど大きな事業が終わりつつあり、その後、20~28年に水門や施設が入ってくる事業がある。その辺の横のバランスから、予算的な面で28年に再開できると考えている。	
②	○ 事業があと1, 2年の工事で終わるのであれば、終わらせた方がよいのではないかと。 (分科会:徳永委員)	◎ 下流の二迫川が完成形になっていない。また、計画高水位高で堤防が概成しているため、まず他の事業という形である。	
③	● 説明にはあったが、 <u>調書の中にも休止理由が記載されていると分かりやすいと思う。</u> (分科会:田中副会長)	→評価書に反映します。	
④	● 事業承認とする。 (分科会:田中副会長)	-	
⑤	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)	-	
⑥	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)	-	
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		(河川事業全般) 調書の中にも休止理由が記載されていると分かりやすい。 ※表現は要調整

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	8	事業名	広域基幹 迫川(長沼川)河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 長沼ダムとの関連はどうなっているのか。 (分科会:加藤委員)	◎ 長沼が上流端となっている。長沼川は長沼ダムのダム機能との関連性はないが、旧迫町の公共下水道と関連があり、事業調整が必要である。平成20年度に認可予定である。	
②	○ 自然河川なのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 自然河川である。長沼川は迫川と合流する河川であるが、勾配が非常に緩く、水が流れにくいので、放水路を設置して迫川へショートカットする計画である。	
③	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)		—
④	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)		—
⑤	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)		—
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	9	事業名	広域基幹 迫川(荒川)河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	● この事業に限らないが、比較的新しい事業についても、事業費増減対照表の注釈が「着手時との比較は、現存資料が不足していることから、平成10年度との比較とした」と記載されている。 事業費が非常に上がっているものについては、いつの時点で、どの項目が上がっているのか重要になるので、一律に書かれると不明確になる場合がある。 (分科会:田中副部長)	◎ 河川事業の中には昭和10年頃着手のものもあり、当初データがないものもあるため、全事業について、平成10年との比較に統一して記載していた。ただし、注釈の説明書きが不十分だったので修正する。 →修正し、評価書に反映します。	
①-2	● 30年経過したら当初資料が無いというのは、ひとつの事業としてやっているのであればおかしい。そうでなければ、やはり10年程度の事業期間にしないといけないのではないかと思う。 (分科会:徳永委員)	—	
②	○ B/Cが低く、前回より下がっているが、事業費が変わらないので、便益の算定方法を変更しているのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 平成15年に設定した氾濫想定区域は、整備区域の上流まで含めていたが、今回はその上流分を対象から外したため、便益が減っている。説明書きが一律で分かりにくくなっていた。 →修正し、評価書に反映します。	
③	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部長)	—	
④	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)	—	
⑤	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)	—	
審議結果(案)	事業継続とした県案について	附帯意見等	
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止、中止等) ・詳細審議	なし	

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	10	事業名	広域基幹 田尻川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○	今回進捗率38.1%であるが、前回再評価時から何%進んでいるのか。 (分科会:加藤委員)	◎ 前は35.8%なので約3%進んでいる。
①-2	●	前回進捗率が分かるように、調書に記載があるとよい。 (分科会:田中副部長)	◎ 再々評価事業については、まず、重点評価実施基準の算出結果表に、前回進捗率を記載し、評価調書にも記載するように様式を変更するよう事務局で検討する。
②-1	●	この10年間にいくら使って、どこまで造るのかももう少し明確にした方がよい。そうしないと、次回再評価時までの5年間の評価がきちんと出来なくなる。 (分科会:徳永委員)	◎ 今回改訂した土木行政推進計画では、いつまでに何をするという具体的な記載方法に変えていたが、評価調書も同じような記載にすべきであった。
②-2	●	河川事業は期間が長いことから、事業費が当初見積と完成時で乖離してくるので、本当に適正に使用されているのか非常に分かりにくい。だからこそ短い期間に切ることができないのかというのが前々からの指摘である。 (分科会:徳永委員)	◎ 河川事業では、成果が見える川づくりという方向になっているので、指摘部分についてはやれるところもかなり出てくると思うし、そのような方向でやっていきたい。
③	●	事業承認とする。 河川事業全般について、従来からの問題点への指摘事項があったので、是非とも対応をお願いします。 (分科会:田中副部長)	—
④		※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)	—
⑤	●	分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)	—
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■	継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止、中止等) ・詳細審議	(河川事業全般) ・前回進捗率が分かるように、調書に記載があるとよい。 ・10年間にいくら使って、どこまで造るのかももう少し明確にした方がよい。河川事業は期間が長いことから、事業費が当初見積と完成時で乖離してくるので、本当に適正に使用されているのか非常に分かりにくい。 ※表現は要調整

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	11	事業名	広域基幹 鳴瀬川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 平成31年に事業再開し、31年に完了するということか。その前に用地問題は解決しないのか。 (分科会:加藤委員, 徳永委員)	◎	用地問題さえ解決すれば、事業を終わらせられると考えるが、実際には今での経緯もあり、すぐには了解は得られない。
②	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)		—
③	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)		—
④	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)		—
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	12	事業名	広域基幹 善川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 排水樋管は、ほ場整備の関係か。 (分科会:徳永委員)	◎ はい。統廃合をする予定である。	
②-1	○ 下水道事業との関係はあるのか。 (分科会:徳永委員)	◎ ない。	
②-2	● 事業目的に「仙台北部中核工業団地等の重要施設が集中し」となっており、今、県では、この地区が重点地区なので、事業休止し後回しでいいのか気になるが。 (分科会:徳永委員)	◎ 善川に合流する荒屋敷川の上流に防災調整池があり、それで洪水調節はされている。	
②-3	● 事業目的に「近年は宅地造成が進む等、雨水流が増加する傾向にある」と書かれると、ここは重点地区なので、28年まで休止というのはどうかと思う。 (分科会:徳永委員)	◎ 仙台北部中核工業団地の直接の受け皿は、荒屋敷川と奥田川になり、善川ではない。事業目的の書き方が良くなかった。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-top: 10px;">→修正し、評価書に反映します。</div>	
③	○ 当面、善川沿線で開発が進むことはないのか。 (分科会:徳永委員)	◎ ない。	
④	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)	—	
⑤	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)	—	
⑥	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)	—	
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	13	事業名	広域基幹 竹林川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○ ここに大和リサーチパークが出てくるのか。住宅団地との関係も見えにくいので、追加資料で説明して欲しい。 (分科会:徳永委員)	◎ 上流の明通川に19~20年度の2カ年で、リサーチパークの調整池を造ることで、その事業費も盛り込んでいたが、事業内容の記載が抜けていた。 ※分科会 追加資料 参照	
①-2	○ 流量配分に変化はないのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 下流の河川計画に影響しないように、流出分は調整池で受け、下流に流すような格好にしているの、流量配分図に変更はない。	
①-3	○ 氾濫想定区域に開発予定はないのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 今のところないと考えている。当面の開発は既に市街化区域に指定されている範囲内と聞いている。	
②	○ 明通川の防災調整池の規模はどれくらいか。 (分科会:加藤委員)	◎ 分科会追加資料により説明 (貯留量V=116,000m ³)	
③	● 問題ないと思われる。事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)		—
④	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)		—
⑤	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)		—
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	14	事業名	広域基幹 白石川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○ 便益が非常に高くなっているのは、どのような理由か。 (分科会:徳永委員)	◎ 床上浸水の浸水深になっていること。また、想定氾濫区域に家屋や工場を多く含むエリアになっており、被害想定額が高くなっている。	
①-2	● B/Cが100を超えている。民間資産ならまだしも公共土木で本当にそこまでの被害が出るのか気になる。3千億という被害額の想像がつかない。 (分科会:徳永委員)	◎ JRや幹線道路が浸水により交通遮断された場合に、寸断される物流や人の移動など、交通断絶の影響による波及効果まで含め、公共土木の被害額を治水経済マニュアルにより算出している。	
②	○ 前回再評価時から事業費が増額となっている。その要因と内訳について、詳細に説明願いたい。 (分科会:加藤委員)	◎ 支川の平家川と森の川の2河川を2km程延伸しており、30億程度見込んでいる。白石川全体で約50億増えているので、あとの10億程度は工事費の増になり、各工種の積み上げ等で増額となっている。また今回、残事業費を再精査し、単価の置き換え等をしている。	
③-1	○ B/Cがここまで大きいと、逆にもっと急がないといけないのではないかと。3千億という被害が来る前にやるべきだと思うが、どのように考えているのか。 これだけの被害が見込めるのなら、県内でも一番の緊急課題として、予算を相当傾斜配分すべきではないか。そうでないとすれば、過大評価し過ぎているのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 平家川の治水安全度が1/2以下であり、病院や学校の浸水被害もあるので、シビルミニマムの観点から1/10の治水安全度を目標に最優先に考えている。	
③-2	● B/C算出手法については、森杉部会長に相談した方が良い。 これだけ便益が高いなら10年程度の集中投資で完成させたいと思うし、大きな被害が想定されるなら事業期間をH40年まで引き延ばしていいのかという議論にもなる。 (分科会:徳永委員)	-	
④	● この事業は、部会審議とする。 (分科会:田中副部会長)	◎ B/Cの内容及び公共土木の被害額がどのような積み上げになっているのかも含めて、再度精査する。	
⑤	○ B/Cが107と高い理由は何か。 (第3回:森杉部会長)	◎ 白石川の下流部分が大河原市街地を包んだ形になっており、非常に資産が大きい割にコストがそんなに掛かっていないためB/Cが高くなっている。 下流部分は概ね完成し守られているため、治水安全度が低い支川の平家川を今後10年間優先的に整備していく。	
⑥	○ 75%概成の段階で、どのくらいまでの治水安全度まで対応できるようになったのか。 (第3回:徳永委員)	◎ 正確に計算していないが、概ね1/20か1/30程度と思われる。	

⑦	○ 昭和19年度の事業着手時の全体事業費51.6億円は間違いではないか。 (第3回:徳永委員)	◎ 指摘のとおり <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">→修正し, 評価書に反映します。</div>
⑧-1	● 本事業は非常に投資効率が良いので問題ないが, 事業費が一気に倍になるような事業変更が次々出て来てしまうとすれば, 今までの再評価が一体何だったのだろうかということになってしまう。 (第3回:山本委員)	◎ 今回の事業費増加は主として平家川の工区延伸分であるが, 平家川単独でもB/Cが2.5あることを確認している。
⑧-2	● 大幅な事業変更があった場合には, 県民が納得できる理由の記載, 変更に至るまでの行政的プロセスの透明性について, どのように県民に知らせるのか検討いただきたい。 (第3回:森杉部会長, 山本委員)	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">→検討し, 部会へ報告します。</div>
⑨	○ 便益の計算で, 公共土木の被害額はどのように算出しているのか。 (第3回:沼倉委員)	◎ 治水経済マニュアル上, 一般資産被害額の1.69倍にすることになっている。
⑩	○ 一般資産被害額が, 確率年1/10から1/30になるとすぐ跳ね上がっているが, なぜか。 (第3回:沼倉委員)	◎ 被害率がマニュアルで決まっており, 1/10だと床下浸水なので被害率が0.05, 1/30だと床上浸水になるので被害率が0.382と大きくなるためである。
⑪	● 事業継続で承認とする。 (第3回:森杉部会長)	-
審議結果(案)	事業継続とした県案について	附帯意見等
	<input checked="" type="checkbox"/> 継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) <input type="checkbox"/> 部会審議	(評価事業全般) 大幅な事業変更があった場合には, 県民が納得できる理由の記載, 変更に至るまでの行政的プロセスの透明性について, どのように県民に知らせるのか検討いただきたい。 ※表現は要調整

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	15	事業名	広域基幹 白石川(斎川)河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 調書10頁の断面図で、前の堤防はいつつくったのか。今回の改修は沿川開発の影響か。 (分科会:徳永委員)	◎ 昭和11~23年にかけて一次改修として実施している。その後沿川開発等があり二次改修を行った。河床掘削を残して概ね出来上がっており、治水安全度としては1/30が確保できているので休止している。	
②	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)	—	
③	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)	—	
④	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)	—	
審議結果(案)	事業継続とした県案について	附帯意見等	
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり(休止, 中止等) ・ 詳細審議 	なし	

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	16	事業名	広域基幹 大川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	● 本事業と迫川・長沼ダム事業を比べると、B/Cに反映する時に、どこまでの治水安全度や計画を考慮するのか、アンバランスを感じる。 (分科会:田中副部長)	◎ 事業の拠り所は河川整備計画であり、その中で、B/Cの検討をしている。迫川は整備計画を見直し中であり、大川は1/30の放水路・遊水地なしの整備計画が公表されており、それに基づいている。	
②	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部長)		—
③	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)		—
④	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)		—
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり (休止, 中止等) ・ 詳細審議 		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	17	事業名	広域一般 高城川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 高潮対策と言っているが、B/Cは通常の河川事業として算出するのか。他の洪水対策のものとはメカニズムが違うと思うが。 (分科会:田中副部会長)	◎ 高潮対策としてB/Cを算出すると、便益が大きくなり過ぎることが考えられるため、河川自己流の洪水防御の対策でもあることから、河川事業としてB/Cを算出している。	
②	● 上記のような問題点はあるが、事業継続とする。 (分科会:田中副部会長)		—
③	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)		—
④	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)		—
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	18	事業名	都市基幹 七北田川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○ 土木行政推進計画の見直しに伴って延長するという説明であるが、七北田川は重点河川となっているのに完成予定を15年延ばすのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 長い河川なので、事業全体ではなく、メリハリをつけ、下流部の蒲生地区を重点的に進めるという考え方である。	
①-2	● 5年ごとに再評価をやるので、この5年間にどれだけ事業費を見込んでいるのが分かるか。 (分科会:加藤委員)	◎ 蒲生地区は高さが足りない部分が一番問題なので、重点的に早急に実施するということが分かる記述にする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">→評価書に反映します。</div>	
①-3	● 資料3の説明の時に、事業全体の中でもこの工区を重点に実施するという説明をすべきである。 (分科会:徳永委員)	◎ 資料3(河川事業の考え方等)は修正し、部会で説明する。	
②	● 指摘事項は修正をお願いします。事業自体は継続とする。 (分科会:田中副部会長)	-	
③	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)	-	
④	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)	-	
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	19	事業名	都市基幹 七北田川(梅田川)河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 調節地を伴っている事業ということだが、具体的に計画は進んでいるのか。その事業費の見積りはどうなっているのか。(分科会:田中副部会長)	◎	2箇所調整池計画が位置付けられているが、具体的には計画図面が出来ている状況ではない。調整池を全体計画に位置付ける際に、概略計画を立案しているため、その事業費を入れ込んでいる。
②	○ 重点事業に位置付けられていないのか。(分科会:徳永委員)	◎	位置付けていない。七北田川下流の蒲生地区を位置付けている。
③	○ 今までの整備で、効果はだいぶ発現しているということか。(分科会:徳永委員)	◎	1/30の治水安全度は下流で持っている。あとは下水道との調整である。
④-1	○ 仙台市でB/C37という事業を休止しているのか。(分科会:徳永委員)	◎	下水道との整合を取らなくてはいけないことは認識しているが、河川が原因となって下水道整備に支障を来しているということにはなっていないと考えている。
④-2	● 浸水被害が度重なっているため、もっと早く実施すべきと感じる。14年の概成以降、被害がなくなっているのなら、そのように記載すれば、安心して休止と言うことができる。(分科会:徳永委員)	◎	調書の「効果の発現状況」等に、休止理由も含め、具体的に分かるような記載をする。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">→修正し、評価書に反映します。</div>
⑤	● 事業承認とする。(分科会:田中副部会長)		-
⑥	※分科会審議結果の部会報告(第3回:加藤委員)		-
⑦	● 分科会審議結果を部会承認とする。(第3回:森杉部会長)		-
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止、中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	20	事業名	都市基幹 砂押川河川改修事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○ 平成20年に遊水地が概成するのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 1/30の容量で概成する予定である。	
①-2	○ 次年度以降、事業調整が付くまでは暫く休工となるが、調整により、何か変わる可能性はあるのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 流域の下水道計画が定まらないと、河道計画が立てられない状況であり、その調整を行っているが、まだ具体的な事業計画を立てられる状況になっていない。下流域はある程度の治水安全度の向上が図られたので、一時休止で考えている。	
①-3	○ 5年の休止予定であるが、利府町の予定によってはもっと長引く可能性もあるのか。 (分科会:加藤委員)	◎ 河川が遅れを取る訳にはいかないので、定期的な事業調整等は進めていくが、場合によっては、5年以上の期間になる可能性はある。	
②	○ 休止理由は「下流整備による流下能力増を待って事業再開予定」となるのか。そこまで書いてもらえると分かりやすい。 (分科会:徳永委員)	◎ そのとおり	
③	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)	—	
④	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)	—	
⑤	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)	—	
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止,中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	21	事業名	鹿折川 地震高潮等対策河川事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 便益が下がったのは、区域の見直しか。前回と今回はどのように変わったのか。 (分科会:田中副部会長)	◎	今回は河川改修の下流部だけを見る形になっている。前は、上流部の浸水面積も減るという前提だったが、過大評価ということで、今回は差し引いているところがいくつかある。
②-1	○ 他河川は結構長く続くが、この事業は平成24年完了というのは、津波など緊急性を要する事業として位置付けているという違いがあるのか。 (分科会:田中副部会長)	◎	津波対策に関連する河川事業についても、重点事業に入っている。
②-2	○ 土木行政推進計画の10箇年計画では、「宮城県沖大規模地震津波高潮対策」に関連する事業ということか。 (分科会:加藤委員)	◎	はい。資料3の該当箇所に河川事業が抜けていたので、修正し部会に提出する。
③	○ 高潮だが洪水だけで評価しているのか。遠隔操作化もこの事業に入っているのか。 (分科会:徳永委員)	◎	そのとおり。遠隔操作化は入っていない。
④	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)		—
⑤	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)		—
⑥	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)		—
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	23	事業名	出来川 総合流域防災事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 上流部分が、事業No.4 県道姥ヶ沢道路改良事業と関わってくる部分か。 (分科会:徳永委員)	◎ 上流部は道路改良と関連はするが、河川改修計画との事業調整は、なかなか難しい状況にある。	
②	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部長)		—
③	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)		—
④	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)		—
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止,中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	24	事業名	雉子尾川 総合流域防災事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	● 平成14年の概成以降は被害がなくなっているが、調書「社会経済情勢」欄の度重なる被害の記載では、早期に事業実施すべきと感じる。 休止理由が分かるように記載して欲しい。 (分科会:徳永委員)	◎ 休止理由を意識した形に修正する。 →修正し、評価書に反映します。	
②	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)		-
③	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)		-
④	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)		-
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	25	事業名	富士川 総合流域防災事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 新川水門, 針岡排水機場は完成しているのか。 (分科会:加藤委員)	◎ 調書記載が間違っており, 新川水門と針岡排水機場は未着手である。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;">→修正し, 評価書に反映します。</div>	
②	○ 毎年, 事業要望があるのに, 休止するのはなぜか。 (分科会:徳永委員)	◎ ほ場整備との事業調整と, 新川水門の予算措置について今後詰めていく状況である。	
③	○ 毎年のように被害があるのであれば, ほ場整備事業を待たずに実施した方が, かえって, 農業側にもよいのではないかという気がするが。 (分科会:徳永委員)	◎ ほ場整備事業は離れた2地区を1つの地区にまとめているので, 地元への配慮というか, 差が出ないような格好という意味合いだと思う。また, 排水機場の事業費の問題もあると思われる。	
④	○ 被害は毎年あったが, 平成14年以降は起きていないのか。 (分科会:徳永委員)	◎ 近年では14年7月が, かなり大きかった雨である。その後は局地的なものである。	
⑤	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)	-	
⑥	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)	-	
⑦	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)	-	
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	26	事業名	西川 総合流域防災事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	質疑なし		—
②	● 事業承認とする。 (分科会:田中副部会長)		—
③	● 河川事業に限ったことではないが、ほ場整備事業では、落札率が低いために、便益が上がっていかなくても、コストが下がっているために、B/Cを算出しなおすと結果的に上がっているという現象がある。 ほ場整備事業だけコストが安くなっているが、河川とか他の事業はそのようなことは加味していない。 その辺で横並びにした時に整合性が取れていなく、B/Cをなるべく高くなる感じに見直しているのかなという感じがしている。 (分科会:田中副部会長)		—
④	※分科会審議結果の部会報告 (第3回:加藤委員)		—
⑤	● 分科会審議結果を部会承認とする。 (第3回:森杉部会長)		—
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	28	事業名	平地すべり対策事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 今後、追加災害の見込みはどうか。 (第3回:両角委員)	◎ 本地区は一帯が地すべり地形なので、今後100%大丈夫とは言えないが、現段階では、今回拡張部分の対策工事を終われば事業完了と考えている。	
②	○ 人命に関わる被害額算出の基準はあるのか。 (第3回:長田委員)	◎ マニュアルにより人的被害算出額を計算している。	
③	● 栗駒山の大規模地すべりを見ると、代替案の比較検討では、集団移転も含めてトータル的に一番安全な方法の選択を視野に入れなくてはいけない。 (第3回:沼倉委員)	◎ 地形的な変動は自動観測システムで継続して監視し、異常があった場合には、すぐに避難できるような体制を整備していくことにしている。	
④	● 事業継続とする。 (第3回:森杉部会長)		—
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり(休止, 中止等) ・ 詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	29	事業名	JR仙石線 多賀城地区連続立体交差事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 多賀城駅前の閉店した長崎屋を含めたTMOの進展状況について説明願いたい。 (第2回:徳永委員)	◎ TMOは多賀城市で進めており、駅北側に再開発ビルを建設予定である。閉店した長崎屋の引取先については、まだ決定していない。	
②	○ 現在の駐輪場はどうなるのか。 (第2回:徳永委員)	◎ 高架下に集約予定である。	
③	● 意見なしの継続とする。区画整理、高架下の利用が成功することを祈念する。 (第2回:森杉部会長)	—	
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり(休止、中止等) ・ 詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	30	事業名	都市計画道路 駅前大通線道路改築事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 国道6号の付加車線追加により、事業費が3億円程度増加しているが、当初から付加車線を含めた事業費を計上すべきではないか。 (第2回:森杉部会長)	◎ 事業着手時には、国道6号の管理者である国土交通省と費用負担等の調整が未了であり、その後の協議の結果、付加車線を県で設置することで合意したため、今回追加した。	
②	○ 国道6号の付加車線で、交差点南側の右折レーン分だけ広げるのは理解できるが、なぜ北側も必要なのか。形状も含めて説明願いたい。 (第2回:徳永委員)	◎ 切土区間を避け、できるだけ切土、盛土のバランスも配慮して、事業費的には相当な短縮が図れるということで、国と調整した結果である。 ※第3回部会 追加資料5(2頁)参照 【第3回部会】	
③	○ H27計画交通量で2,500台/日と想定し、費用便益の時間短縮効果を算出しているが、算出根拠が明確に分かるよう、H27年時の交通流動を図示した補足資料を提出願いたい。 (第2回:徳永委員)	◎ 第3回部会 追加資料5(3~4頁)提出 【第3回部会】	
④	○ 山林を掘削する計画であるが、環境配慮は行っているか。 (第2回:長田委員)	◎ 掘削の結果、法面になる部分は緑化を行う。	
⑤	● 「代替案との比較検討」欄には、比較検討した内容を丁寧に記載すべき。 (第2回:田中副部会長)	◎ 現計画案と町道拡幅案を比較した結果、全体事業費、家屋の影響等を考慮すると、現計画案が優れている。また、参考として県道拡幅案も比較したが、現案が優れている。 ※第3回部会 追加資料5(5頁)参照 【第3回部会】	
⑥	● ・コストの見積もりに当たっては、十分にコストアップの可能性の検討を事前に行なうこと ・都市計画決定であっても、決定の際に考えられた代替案については比較の対象として記載すること 上記条件を付けて継続とする。 (第2回:森杉部会長)		
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		(街路事業全般) ・コストの見積もりに当たっては、十分にコストアップの可能性の検討を事前に行なうこと ・都市計画決定であっても、決定の際に考えられた代替案については比較の対象として再掲すること ※表現は要修正

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	31	事業名	加瀬沼公園整備事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①-1	○ 用地買収に応じなかった人から、用地を無償で借りることは可能なのか。 (第3回: 山本委員)	◎ 借地契約に移行する人には、買収の意思表示をしていなかったのので、今後説明をしながら了解を得ていく。	
①-2	○ 固定資産税相当分を支払っているのが通例で、まったく無償というのは聞いたことがない。その辺の見込みはどうなのか。 (第3回: 山本委員)	◎ 緑地環境保全地域では既に固定資産税が減免されている。今回借地の際には、同じように固定資産税の減免と条件を満たせば相続税の減免措置を講じていきたい。	
①-3	○ 借地契約期間20年だと、便益算定期間50年なので、30年については保証がないのではないのか。 (第3回: 沼倉委員)	◎ 遺失利益という考え方で用地買収相当分を既にコストに入れている。	
②	○ 指定管理者制度にしたことで利用者が増えているが、どのような要因か。 (第3回: 徳永委員)	◎ 指定管理者自らイベントを仕掛けて人を集める努力をしている。 県でも年2回連絡会議を開かせ、良い方向に公園管理が向くような意見交換をさせることで、入れ込み客数増加、苦情減少という効果を上げている。	
③	● 指定管理者制度と入れ込み客数の効果がどう連動しているか記載して欲しい。 現在の指定管理者の年間費用の根拠について説明書きがあるとよい。 (第3回: 森杉部会長)	→評価書に反映します。	
④	○ 指定管理者に対して、入れ込み客数が増えたことの評価をきちんとしてあげて、次回更新時期にそれをどう評価するのかという仕組み作りが必要ではないか。 (第3回: 徳永委員)	◎ 県で指定管理者の通信簿をつけ、入れ込み客数に対する努力など数項目で評価している。その評価結果は、新たに募集する際に、要請内容として公募条件に盛り込んでいる。	
⑤	● 加瀬沼公園における指定管理者制度について、別の機会に報告が欲しい。 (第3回: 森杉部会長)	◎ 機会をもらえれば説明する。	
⑥	● 事業継続で承認とする。 (第3回: 森杉部会長)	-	
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止, 中止等) ・詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	32 33 34 35	事業名	仙塩流域下水道事業 阿武隈川下流流域下水道事業 鳴瀬川流域下水道事業 吉田川流域下水道事業
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 関係市町村の事業進捗に合わせるため、工期延伸しているが、幹線管渠やポンプ場、処理場の増設がほとんど完了している中で、工期延伸する必要があるのか。増設事業が何年間もない場合、一旦、事業を休止できないのか。 (第1回:徳永委員,加藤委員)		◎ 関係市町村にヒアリングし、全体計画の完了年度を決めている。まだ進捗率が低く、現在は面整備を延々としている。進捗率が90%くらいまで進んだ場合の市町村との役割分担の見直しを進めている。 【第1回部会】 ◎ 流域下水道の増設は、関連市町村が実施する公共下水道の整備量に併せて実施している。各市町村の財政状況を踏まえ、投資可能な面整備量により、全体計画の完了年度を推定している。また、下水道事業は施設の設置の他、改築も国庫補助事業が適用されるため、事業の中止は出来ないと考える。 ※第4回部会 追加資料1(1頁)参照 【第4回部会】
②-1	● 建設、改築、更新、維持管理の費用の考え方について説明願いたい。 (第1回:徳永委員,加藤委員,田中副部長)		◎ 下水道事業は、設置新設、改築、修繕、維持の4つに分かれる。改築までは建設事業という形で国庫補助となる。調書の全体事業費は、流域分の建設費と用地費であるが、便益計算では、改築(更新含む)と維持管理費もみている。 【第1回部会】 ◎ 設置、改築、修繕、維持の区分及び考え方は、第4回部会追加資料1(2頁)のとおり 【第4回部会】
②-2	● 再評価調書1ページの全体事業費について、建設費だけでなく更新費等の記載について検討すること。(第1回:森杉部会長)		◎ 調書に改築費(更新含む)等についての注釈を記載した。 ※第4回部会 追加資料1(3頁)参照 【第4回部会】
②-3	● 事業のほとんどが改築であるため、改築費が調書1頁に載らないと、事業が順調に進んでいるかどうか次回の評価がしづらい。改築費の進行管理をきちんとする必要がある。 (第4回:徳永委員)		◎ 改築・更新費が事業費の大半を占めているので、何らかの形で進行管理する上では必要と考える。 【第4回部会】
②-4	● 調書1頁の事業費を設置費だけに限定するのは無理がある。改築費の記載も検討願う。 (第4回:森杉部会長)		→次回部会へ提出します。
③	○ 「生活環境改善効果」「便所の水洗化効果」の便益において、水路カバーや定期清掃の面で、ダブルカウントはないか。 (第1回:徳永委員)		◎ ダブルカウントにはなっていない。 ※第4回部会 追加資料1(4頁)参照 【第4回部会】

<p>④-1 ○ 単独処理との代替案比較はいつ行ったのか。事業が長期化する中で、随時見直しが必要だと思うが、現在もその判断が有効であるという理由を提示願いたい。 (第1回:沼倉委員)</p>	<p>◎ 事業計画をつくる際には、いろいろな代替案により一番経済的な方法として、流域下水道としている。 【第1回部会】</p> <p>◎ 流域下水道は、事業着手時に市町村の計画処理区毎に単独処理方式と流域処理方式の経済比較を行い決定している。なお、人口減少や事業長期化等に対応するため、21年度を目標に、生活排水処理基本構想「甞る水環境みやぎ」の見直しをしている。 ※第4回部会 追加資料1(5頁)参照 【第4回部会】</p>
<p>④-2 ○ 農村・漁村集落排水事業の方が効率的ではないか。 (第1回:遠藤委員)</p>	<p>◎ 下水道事業では、5～7年間隔で、整備の進捗に合わせて整備区域の拡大を行っているが、その時点でも処理方式の比較を行いながら、事業を実施している。 ※第4回部会 追加資料1(6頁)参照 【第4回部会】</p>
<p>⑤-1 ○ CVMアンケートが誘導的であるが、マニュアルによるものか。 (第1回:山本委員)</p>	<p>◎ マニュアルの事例を踏まえたものである。 【第1回部会】</p>
<p>⑤-2 ● 基準額を設けるのは構わないが、その基準額に至った行政側の考えや意見を記載し、その行政意見に対する考えを聞くべき。 (第1回:山本委員)</p>	<p>—</p>
<p>⑥-1 ○ 水質調査結果を見ると、計画処理水質よりもかなりBOD値が低く素晴らしい実績であるが、過剰な設備投資ではないか。 (第1回:山本委員)</p>	<p>◎ 雨天時の侵入水への対応等の理由から、予備能力を持った施設を計画的に設置しているが、常時においては、必要能力の稼働により水処理をしている。 ※第4回部会 追加資料1(8頁)参照 【第4回部会】</p>
<p>⑥-2 ○ 水質測定地点の設定に統一性がない。どのような考え方なのか。 (第1回:田中副部会長)</p>	<p>◎ 水質測定地点は、下水道計画整備区域を抱え、かつ整備効果が明確な河川区域の下流地点を選定したものである。なお、放流吐口から直下流の環境基準点による水質測定は、処理場からの放流水質を管理するためのものである。 ※第4回部会 追加資料1(9～10頁)参照 【第4回部会】</p>
<p>⑥-3 ● 現在の水質測定地点で良いかどうか検討願いたい。 (第4回:森杉部会長, 徳永委員)</p>	<p>◎ 検討する。 【第4回部会】</p>
<p>⑦ ○ 事業毎に費用負担割合が違うのはなぜか。政令指定都市の仙台市の負担割合は同じか。 (第1回:遠藤委員)</p>	<p>◎ 下水道事業の国庫補助率は施設により異なり、ポンプ場を含む管渠施設の補助率は1/2、水処理施設から放流吐口までは2/3となっていることから、各流域の整備量の大きさにより費用負担割合が異なっている。 仙台市も他の市町村と同等の扱いである。 ※第4回部会 追加資料1(11頁)参照 【第4回部会】</p>

⑧-1	○ 当初計画時点からの人口流動や開発計画等への対応方針について説明願いたい。 (第1回:徳永委員)	◎ 人口流動等の下水道の需要予測は5年から7年毎に実施し、計画の見直しを行っている。大規模工場の進出などによる開発についても、進出企業からの使用水量をもとに計画の見直しを図りながら、工場等の操業開始に支障にならないように努めている。 ※第4回部会 追加資料1(12頁)参照 【第4回部会】
⑧-2	○ 将来計画を見込んだ設備を今から行っているのか。 (第4回:長田委員)	◎ 処理場,ポンプ場,管渠の建設は,開発計画について産業立地推進課と協議しながら段階的な施行を行っている。 【第4回部会】
⑨	● 次回まとめて資料を提出してもらい審議する。 (第1回:森杉部会長)	-
⑩	● 事業費の記載方法について後日報告いただくという条件のもとで,継続承認とする。今回報告のあった内容については,条件や意見を後日整理する。 (第4回:森杉部会長)	-
		附帯意見等
審議結果(案)	■継続妥当 ・条件を付して継続妥当 ・見直しの必要あり(休止,中止等) ・詳細審議	※第5回部会で検討

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

事業番号	36 37 38 39	事業名	経営体育成基盤整備事業(多田川左岸地区) 経営体育成基盤整備事業(中埴西部地区) 経営体育成基盤整備事業(円田2期地区) 経営体育成基盤整備事業(川北2期地区)
委員の質問・意見等		県の回答	
①	○ 本来いるべき生き物が戻ってこれ、再度繁殖できるような環境対策を検討すべきではないか。(第1回:山本委員)	◎	最近は生き物が行き来できるようなネットワーク形成を模索しながら事業を考えている。
②-1	○ 物価変動により億単位で下がっているのはなぜか。(第1回:田中副部長)	◎	落札率が下がっている。昨年度からの整理で、物価変動等の項目に入れるようにしている。
②-2	● 価格下落で形式上あがっているB/Cだけで判断することに疑問を持つ。(第1回:田中副部長)	◎	コストが便益を下回る状況となっている。農業の生産効果は落ち込んでいるので、社会的環境に助けられている部分がある。契約課の調査では、工物品質は悪くないとの答えが出ている。
③	● 代替案の欄に事業目的が記載されている。他の方法がなければ、その旨記載した方がよい。(第1回:沼倉委員)		→評価書に反映します。
④	● No.38円田2期地区の文化財発見効果及び客土工費用を多くみていると思われるので見直しをお願いします。(第1回:沼倉委員)	◎	見直しの結果、調書P35に記載の調査費198,100千円、保存経費741,600千円(農地678,700千円、道路62,900千円)に間違いはなく、第1回部会での説明に誤りがあった。【第2回部会報告】
⑤	○ 各調書2頁「その他工事費等」の内容は何か。(第1回:沼倉委員)	◎	事務費、工事雑費、換地費用が入っている。 →評価書に反映します。
⑥	○ 農産物価格下落の影響による生産効果の今後の見通しはどうか。(第1回:徳永委員)	◎	農産物価格の下落により、直接的な生産効果には限界がある。農業の多面的機能による効果をどれだけ貨幣価値に換算していくか、国も含めて検討している。当面は極力費用が掛からない方法でいい工事を工夫していく。
⑦	● 4事業について、現段階で事業継続の原案を承認する。(第1回:森杉部会長)		—
審議結果(案)	事業継続とした県案について		附帯意見等
	■ 継続妥当 ・ 条件を付して継続妥当 ・ 見直しの必要あり(休止、中止等) ・ 詳細審議		なし

※ ○:委員の質問 ●:委員の意見 ◎:県の回答

河川分科会 審議結果

■開催日時:平成20年8月11日(月)午前9時30分～午後4時20分

■開催場所:宮城県行政庁舎 1101会議室

■担当委員:田中副部長, 加藤委員, 徳永委員

■審議結果

No.	事業名	区分	審議結果	備考
5	広域基幹 迫川河川改修事業	実施	部会審議	河川事業の評価の考え方(区間, 期間等)を迫川を代表事例として部会で議論する必要がある。
6	広域基幹 迫川(芋塚川)河川改修事業	休工	継続妥当	H29再開(H10～休工)
7	広域基幹 迫川(熊川)河川改修事業	実施	継続妥当	H22～28休工(下流河川改修との調整・他事業との調整)
8	広域基幹 迫川(長沼川)河川改修事業	実施	継続妥当	
9	広域基幹 迫川(荒川)河川改修事業	実施	継続妥当	H25～28休工(予算額抑制に伴う事業費配分の見直し)
10	広域基幹 田尻川河川改修事業	実施	継続妥当	
11	広域基幹 鳴瀬川河川改修事業	休工	継続妥当	H31再開(H11～休工)
12	広域基幹 善川河川改修事業	休工	継続妥当	H29再開(H12, H14～休工)
13	広域基幹 竹林川河川改修事業	実施	継続妥当	H21～28休工(下流河川改修との調整)
14	広域基幹 白石川河川改修事業	実施	部会審議	B/C107の算出手法を確認の上, その要因を説明のこと。H40完成予定の前に, 集中投資して早期完成すべきではないか。
15	広域基幹 白石川(斎川)河川改修事業	休工	継続妥当	H29再開(H18～休工)
16	広域基幹 大川河川改修事業	実施	継続妥当	
17	広域一般 高城川河川改修事業	実施	継続妥当	
18	都市基幹 七北田川河川改修事業	実施	継続妥当	
19	都市基幹 七北田川(梅田川)河川改修事業	休工	継続妥当	H29再開(H15～16, H18～休工)
20	都市基幹 砂押川河川改修事業	実施	継続妥当	H21～25休工(他事業との調整)
21	鹿折川地震高潮等対策河川事業	実施	継続妥当	
22	坂元川総合流域防災事業	実施	部会審議	第2回部会で選定 ※道路事業と一括審議
23	出来川総合流域防災事業	実施	継続妥当	
24	雉子尾川総合流域防災事業	休工	継続妥当	H29再開(H15～休工)
25	富士川総合流域防災事業	休工	継続妥当	H29再開(H11～休工)
26	西川総合流域防災事業	休工	継続妥当	H29再開(H14～15, H18～休工)

■指摘事項 <事業共通>

- ・「事業費増減対照表」は, 事業着手時のデータが把握できるものについては, 省略せず記載すること。
→(対応) 今後の事業から対応する。今回の河川事業については, 表の注釈を修正し, 評価書に反映する。
- ・再々評価事業では, 前回再評価時からの事業進捗がわかるように, 前回進捗率を評価調書に記載すること
→(対応) 事務局で調書様式の変更を検討する。
- ・事業休止理由は, 進捗状況との関連や, 休止が納得できる理由を, 各事業に即した形で記載すること
→(対応) 修正し, 評価書(評価結果)に反映する。
- ・短期的事業計画調書の「今後10年間の整備方針及び事業計画」は, 事業内容や費用を具体的に記載するように努めること
→(対応) 今後の河川事業から対応する。部会審議事業については, 修正して部会へ提出する。